

事業主 幸田徳松
資本金 参萬円

事業 金属雜貨製造

企業系統 ナシ

使用労働者 七四名 (増六名)

三、労働者側

争議参加労働者 六三名 (増六名、内鮮人三)

應援労働組合 茨城労働組合、八單社組合

争議参加労働者中組合加盟者 六三名

争議発生ノ日時 昭和六年六月十三日

争議発生ノ原因

臨時仕事を終了シタル為ノ臨時工中男十一名ヲ未レ二十三日

ノ以テ解雇スル旨本月八日工場主ヨリ予告シタルニ因ル

此不事項並ニ回答状況

六月十三日午前九時迄労働者組合執行委員長大久保勇執行委員
負福本直ニ組合員石崎秀俊ノ三名ハ被解雇後告退業員代表濱
谷利尚^{（兼係）}池田武雄ノ三名ヲ伴ヒ工場主ヲ訪問別紙ハ嘆願書ヲ
提出シ工場主ヨリノ回答ヤルマ毎ヒ午後一時三十分工場主ヲ
訪問シ別紙ハ如キ要求書ヲ提出セリ

七、経過

一、労働者側

十三日午前七時出勤平常通り就業シタルカ午前八時三十分
頃解雇予告中ノ臨時工狩野ハ突然エーターヲ止メ全職工ヲ
工場物置ニ集合セシメタルカ予テ連絡ヲ為シ居リタル此等カ
労働組合福本直ニ、大久保勇、石崎秀俊等未後シ嘆願書ヲ提
出シ拒絶セラレタル為メ罷業ヲ決行セリ

二、事業主側

近時数界ノ不況ニ依リ注文品激減シ臨時職工ノ整理ニ着手